

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年5月19日  
-196号-

## 消費トラブル情報

仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

## 相談事例



「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約90万円振り込んだ。「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。

## アドバイス



仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。

参照先：国民生活センターHP

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen280.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen280.html)<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen280.pdf>（見守り新鮮情報）

消費生活相談：083-924-0999

平日 8:30～19:00  
土 8:30～17:00

# 製品 安全情報

## ガスこんろ・電子レンジの 製品事故にご注意ください

### 事例・原因 ガスこんろ

ガスこんろのバーナーキャップの炎口が煮こぼれで目詰まりした状態で、点火操作を繰り返したところ、滞留したガスに引火し重度のやけどを負った。

#### 注意点



煮こぼれや油こぼれが生じた場合はこまめに掃除してください。また、グリル皿やグリル庫内もこまめに掃除してください。

### 事例・原因 電子レンジ

電子レンジを使用したところ、ドア下部の隙間に付着していた食品かすが炭化してスパークが発生し、レンジ置き台の一部を焼損した。

#### 注意点



電子レンジや電気オーブントースターの庫内やドアに付着している食品かすは、こまめに掃除してください。

参照先:nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2017fy/prs170427.html>

## 豆知識

## クーリング・オフの制度について

「クーリング・オフ」とは、契約した後、一定期間内(8日や20日)であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

※クーリング・オフできる場合(訪問販売・電話勧誘等)とできない場合(店舗購入・通信販売等)があります。

詳しくは、国民生活センターHPをご覧ください。

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_volunteer/mj-chishiki24.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_volunteer/mj-chishiki24.html)



**山口県消費生活センター** TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

**相談受付時間** [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

**まなべる利用時間** [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※事前にご連絡をお願いします。

# 特集

平成29年6月3日

改正消費者契約法が施行されます

## 消費者契約法とは？



消費者と事業者の間における商品や役務の情報量や交渉力の格差に対して、消費者保護の目的で、平成12年に民法の特別法として制定された法律です。



## 主な改正ポイントは？



### 1 契約の取り消し

#### (1) 不実告知取消しに関する「重要事項」の範囲拡大

⇒重要事項について事実と異なることを告げるなどを理由とした取消しの対象に、動機部分が追加されました。

#### (2) 過量契約取消規程の新設

⇒通常の分量を著しく超えると知っていて購入させる販売などに対して、消費者の取消権を認めました。

#### (3) 取消権の行使期間の延長(短期を6ヶ月⇒1年)

### 2 契約条項の無効

#### (1) 解除権拒否の無効条項

⇒「いかなる場合でも解除できません」など、事業者の債務不履行でも消費者の解除権を放棄させる条項は無効となります。

参照先: 消費者契約法の一部を改正する法律(消費者庁HP)

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/)

※添付ファイルに消費者庁作成のリーフレットを添付します。

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※事前にご連絡をお願いします。

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

# 「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

## まなべる

消費者力

## UP

1-2

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談を受け、問題解決のための助言・あっせんなどを行っていますが、悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用していただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



### ○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

### ○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

### ○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費生活問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあることから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

## まなべる

体験 学習 情報



「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

### ○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネット系トラブル ●通信販売
- 対人系トラブル(キャッチセールス等)
- 詐欺系トラブル ●製品事故のブースを設置。

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

### ○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

### ○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



消費者教育ブース  
消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を前向きしています。

### ○まなべる学習室

消費者教育 啓発講演の開催など、多目的に活用できるスペースです。

消費生活情報コーナー  
入館にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!



「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

来て・見て・学んで  
身につけよう消費者力!!

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※事前にご連絡をお願いします。

## 消費者啓発出前講座への講師派遣について

山口県消費生活センターでは、消費者トラブルを未然に防止するために、学校や地域における研修や勉強会に講師を無料で派遣しております。皆様の消費生活知識の習得のため、是非御活用ください。

### 講座内容

- ・契約の基礎知識
- ・消費生活相談の事例紹介（インターネットトラブル、悪質商法など）
- ・クーリング・オフ制度など



### 派遣日・講座時間

- ・原則、平日（月～金）です。（土日祝日に実施を希望される場合は、事前に山口県消費生活センターに御相談ください。）
- ・講座は1～2時間程度です。



### 派遣講師

- ・消費生活センター職員
- ・消費生活相談員



### 派遣費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場の用意及び受講者の募集は申込者が行ってください。



### 申込み方法

- ・別添「講師派遣申請書」により、講座の実施希望日の1カ月前までに山口県消費生活センターに郵送、FAX又はメールでお申込みください。
- ・申込日に派遣できない場合もありますので、申請はお早めをお願いします。



### 山口県消費生活センター （お問合せ/申込先）

- ・住所 〒753-8501  
山口県山口市滝町1番1号
- ・電話 083-924-2421
- ・FAX 083-923-3407
- ・メール manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

身近な消費者トラブルについて学んでみませんか。  
お気軽にお問い合わせください。



イラスト提供：神奈川県 2013

**「講師派遣依頼書」**は、やまから通信の別添ファイルをご確認ください。